令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称

案の５

募集要項

１．募集概要

此花区では、万博開催期間中により多くのインバウンド客等が来訪することが予想され、万博来場者の方々へおもてなしの気持ちを表すとともに、少しでも此花区内に足を向けてほしいと考えている。万博への参加を促し、多くのインバウンド客等を区内に誘導するための具体的な施策として、西九条駅・千鳥橋駅付近や朝日橋にほど近いエリアにイルミネーションを施し、万博や日本文化をモチーフとした「魅力あるスポット・景観」を創り出すことで、万博への参加促進、此花区内のまちの盛り上げや区内の回遊性を向上させていく「令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を実施する予定としています。

本プロジェクトについて、行政のみならず地域・区民等の皆様とともに進めていきたいと考えていることから、本プロジェクトの名称を募集します。

　決定した名称については、本プロジェクトを広く周知・PRするため各種制作物、ホームページやSNS等で使用するほか、大阪市が認める事業でも使用することとします。

２．募集期間

令和７年４月１日（火曜日）～４月30日（水曜日）必着

※持参の場合の受付時間は、開庁日の９時～17時30分（12時15分～13時を除く）

３．応募資格

次のいずれかに該当する方

・此花区にお住まいの方

・勤務先又は在学中の学校の所在が此花区である方

※未成年の方は保護者の同意を得た上で応募してください。

４．応募要領

(1) 「１．募集概要」のコンセプトに沿った内容としてください。

(2) 応募点数は１人３点までとします。

(3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号の使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字の使用はできません。

(4) フォントやカラーは令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称検討委員会にて決定させていただきます。

５.　応募方法

　次のいずれかの方法で応募してください。

（1）電子メールの場合（令和７年４月30日（水曜日）23時59分までの受信分が有効）

　応募用紙を添付のうえ、此花区役所政策共創課（td0010＠city.osaka.lg.jp)に送付ください。なお、メールの件名は「令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称応募」としてください。

　Word、PDF形式で送付してください。

（2）送付の場合（令和７年４月30日（水曜日）必着）

　応募用紙を封入し、封筒表面に「令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称応募」と朱書の上、此花区役所政策共創課あて送付ください。

（3）持参の場合

　応募用紙を封入し、封筒表面に「令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称応募」と朱書の上、此花区役所政策共創課に持参ください。

6．選考方法

応募作品の中から、令和７年度 此花区イルミネーションプロジェクト名称検討委員会で選定を行います。

7．採用作品の決定・発表

令和７年６月頃を予定しています。採用作品の応募者に直接連絡するほか、此花区ホームページ等で発表する予定です。なお、不採用通知は行いません。

8．採用決定後の取扱い

(1) 採用作品の著作権（著作権法第21 条から第28 条までに規定する権利）その他一切の権利等は、大阪市に帰属するものとします。

(2) 採用作品の応募者は、採用作品の著作権譲渡及び著作者人格権（著作権法第18 条から第20条までに規定する権利）の権利不行使を約束するため、大阪市と正副２通の承諾書を作成し、各々が保管するものとします。

9．注意事項

(1) 応募作品にかかる経費及び送料等の全ては応募者の負担とします。

(2) 採用作品の応募者には、後日、表彰状を贈呈します。

(3) 採用されなかった応募作品については返却しませんが、著作権は大阪市に移転しません。

(4) 応募者の個人情報については、本募集に関すること以外の目的には使用しません。なお、採用作品の発表の際は、当該作品の応募者の氏名、年齢を公表します。

(5) 応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限り、他の著作権その他第三者の権利を侵害しないものとします。盗用、引用などこれらの条件に違反していたことが発覚した場合は、失格とします。

(6) 本要項の規定に反する作品は、選考の対象となりません。また、採用後違反が判明した場合は、採用を取り消します。また、内容によっては、損害賠償請求等をすることがあります。

(7) 選考の結果、該当作品がない場合もあります。

(8) 選考の結果に対する、問い合わせや異議申し立ては一切受け付けません。

(9) 応募の時点で、本要項の記載事項に同意したものとします。

10．免責事項

以下について、大阪市は一切の責任を負いません。

(1) 理由を問わず、応募者が被った損害（本募集への参加は、応募者の自己責任での参加とさせていただきます）

(2) 応募作品に起因して生じた損害

11．その他

大阪市は、本要項の内容のほか本募集の実施、内容、スケジュール等を予告なく改訂、追加または変更をすることができます。

12．応募先

此花区役所政策共創課

所在地：〒554-8501　大阪市此花区春日出北1－8－4

13．問い合わせ先

此花区役所政策共創課

電話：06‐6466‐9502

ファクス：06‐6462‐0942

電子メール：td0010@city.osaka.lg.jp